

魏晋南北朝時代の禁酒に関する予備的考察
-仏教社会史研究のために-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学東洋史談話会 公開日: 2020-11-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 佐藤, 裕亮 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/21226

《研究ノート》

魏晋南北朝時代の禁酒に関する予備的考察
— 仏教社会史研究のために —

佐藤 裕亮

はじめに

魏晋南北朝時代において仏教が社会に根を下ろしていく過程で、人びとの行動や思考へどのような影響を与えたのか。政治や制度、外交、社会経済などの視点からは十分に明らかにしえない問題を、仏教学や宗学の中で培われてきた思想研究の成果を踏まえ、歴史学の側に軸を置きながら、仏教者の生活や行為に注目し、その把握に努めていく。禁酒をテーマとする本稿の副題に「仏教社会史研究のために」という文言を掲げたのは、一見、仏教とは関係のない記述に終始する考察の裏側に、そのような問題意識が伏在していることを、示しておく必要があるように感じたためである⁽¹⁾。

僧の修道生活は、戒（戒律）・定（禅定）・慧（智慧）の三学を基底においている。このうち戒学は生活の道徳的規範としての性格が強く、仏教者の事績・行為を見ていく上でも欠くことのできない要素であった。戒にはさまざまな種類があるが、仏教徒になる際に仏（Buddha）・法（Dharma）・僧（Saṃgha）の三宝に帰依することを誓う「三帰」や、優婆塞・優婆夷と呼ばれる在家の信者が心がける「五戒」、在家の信者が一日一夜だけ五戒にさらに三つの戒を加えて出家者に近い生活を行う「八斎戒」、出家した沙弥・沙弥尼が受持する「十戒」、比丘・比丘尼と呼ばれる出家の修行者が受持すべき「具足戒」、在家出家を問わず大乘の立場から自利・利他の修行を行う者、すなわち菩薩の戒としての「菩薩戒（大乘戒）」などがよく知られている。一般的に、在家の場合はまず三宝に帰依し、不殺生・不偷盗・不邪淫・不妄語・不飲酒の五つの徳目からなる五戒を受けた。在家の生活を捨て出家の僧となる場合は十戒を受け、男性であれば沙弥、女性であれば沙弥尼となり、のちに三師七証と呼ばれる立会人のもと具足戒を受けて、晴れて正式な出家者、比丘・比丘尼となる。出家者が受持すべき戒の条目のことを戒本あるいは波羅提木叉（prātimokṣa）といい、その数は律典により異なる⁽²⁾。

以上のような戒律の、中国における受容史と禁酒との関連でまず注目すべきは、昭和38（1963）年に発表された、道端良秀「中国仏教と禁酒運動— 仏教徒の精神生活の一面 —」であろう。中国仏教における不飲酒戒の受容態度や、教団における飲酒の弊風、禁酒の実践的活動の俯瞰がなさ

れており、その叙述も平易でよく行き届いた論考だといえるが、仏教教団の外側で行われた禁酒への目配りについては必ずしも十分ではない⁽³⁾。

道端論文の拓いた視点を一步進め、仏教における禁酒に関する言説が政治・経済を含む中国の社会にどのような影響を与えたのか、あるいは、政治・経済上の理由から行われた酒の醸造や飲酒の禁止が仏教教団にどのような影響を与えたのか、という問題にまで踏み込もうとする場合には、歴史研究の側で培われた成果、とりわけ税制・財政、専売制、災害時の救済政策に関する諸研究にも目を向ける必要があるだろう。もともと、こうした研究成果の多くは、財政史や荒政史、災害史、水利史など、それぞれの領域に焦点をあわせたものであり、もとより禁酒そのものを考察の中心に置いたものではない。そのため、わが国ではかなり早い時期から論究されていたにも関わらず、学説史を形成するに至ることなく、見過ごされてきた部分があるように思われる。

そこで本稿では、関連する先行研究を紹介しつつ史料を確認していく地道な積み重ねの中で、それぞれの時代において国家の主導により行われた禁酒（酒禁）が、いかなる理由で行われてきたのかを確認していくことで、魏晉南北朝時代の禁酒をめぐるさまざまな言説を、より広く立体的に把握し、新たな課題に挑んでいくための手がかりを得たいと考えている。

1. 前漢及び新の飲酒と酒専売制度

『史記』殷本紀に由来する「酒池肉林」の故事のように、実際の殷王朝が淫蕩の限りを尽くし滅亡への道を歩んだかどうかはひとまず措くとしても、殷の滅亡の一因を酒害に認め「酒は祭祀のためのものであり、人が享受するためのものではない」とする言説は、周人に対して飲酒の禁止を宣した周公旦の布告として知られる、『書経』酒誥にみえている⁽⁴⁾。

清朝の考証学者・顧炎武は『日知録之余』巻2の中で禁酒の事例を掲げ、酒誥以下、歴代王朝による禁酒令の事例を挙げている⁽⁵⁾。先に紹介した道端良秀も「中国仏教と酒」をめぐる問題に取り組むにあたり、この書物を繙いて、禁酒の目的が一樣ではないことを指摘した上で、①水旱災の際に酒の醸造や販売（酤酒）を禁止するもの、②穀物の消費を抑えるために造酒を禁止するもの、③飲酒により訴訟や国政批判などさまざまな弊害が生じるために禁止するもの、の3点が禁酒令の理由として考えられると述べている⁽⁶⁾。それは、あくまで大まかな見通しにすぎないが、基本的には首肯されるべき見解であろう。だが一方で、酒の醸造や販売に対する規制という観点から禁酒をみるのであれば、漢代以来たびたび行われた榷酤（酒専売）との関係も考慮しつつ、見通しを立てておく必要があるのではないだろうか⁽⁷⁾。

近代日本における中国文学の開拓者のひとり青木正兒は、酒をこよなく愛する文人としての一面をもち、文業酒食に関する随筆を集めた『酒中趣』や、周漢魏晉より唐代に至る詩人たちの170

を超える愛酒詩を訳出した『中華飲酒詩選』など、酒に関する著述も多い⁽⁸⁾。なかでも『中華飲酒詩選』は、唐代までの飲酒詩を総覧するにはたいへん便利な書物であるが、その脱稿後に雑感を記した「飲酒詩雑感」の中で、

詩経は固より上代民謡雅歌の宝庫として、飲酒の事は随所に現れてゐるが、漢代に降ると不思議に飲酒詩は殆ど影を潜め、楽府の中に唯一つ「将進酒」(酒を捧げ進める)と題する歌が有るけれど、惜しいかな歌詞の意味がよく解らない。魏晋の間、飲酒が大に行はれ、飲酒故事の妙を極むるものは悉く此の間に集まるの觀を呈してゐるが、文学上見る可きは竹林七賢の中、劉伶の「酒德頌」一篇のみで、之に劣らぬ酒豪で大詩人の阮籍に飲酒詩が一篇も遺されてゐないのは淋しい。此の寂寞を破つて晋宋の際、飄然として現れたのが陶淵明である。古来詞林の定評は彼を以て隱逸詩人の祖と為してゐるが、亦以て飲酒詩人の宗と為すべきである⁽⁹⁾。

と述べているのは傾聴に値する。いわれてみれば、飲酒に関する詩や逸話のたぐいは多く魏晋以降のものであって、漢代の文学作品の中に現れたものをみる機会はさほど多くはない。この時代においてはむしろ、中国古代における商工業の発達や税制度、国家財政の問題に取り組んだ社会経済史に関する論考の中で取り上げられる史料の中に、まとまった記述が残されている。

春秋戦国から秦漢にかけて飲酒の風習が広がりを見せていく様子は、飲酒や酤酒(酒売り)、酒舗(居酒屋)に関する文献上の断片的な記録の中に認めることができる。『韓非子』にみえる酒売りの記述からは⁽¹⁰⁾、酒の販売がどのような場所で行われたのかはわからないが、『史記』刺客列伝・荊軻伝には、交易の場である「市」で酒の販売や飲酒が行われていた様子が記されている⁽¹¹⁾。『史記』には飲酒や酤酒に関する記述が多く、なかでも、高祖本紀にみえる劉邦が武負・王媪の店で「つけ」で酒を飲んで話や⁽¹²⁾、四川の富家の娘であった卓文君と駆け落ちをした司馬相如が臨邛へと赴き、車騎を売って酒舗を買い飲食店を営んだという司馬相如伝の記述なども⁽¹³⁾、秦漢時代の飲酒の風潮や酒の醸造販売の様子を語る上で重要な史料となるだろう⁽¹⁴⁾。

漢代における酒専売制についての研究は、税収入を網羅的に取り上げた吉田虎雄『両漢租税の研究』が第9節「専売 附商業官営」で言及しているほか、丸亀金作、影山剛らの専論もある。また、秦漢期の財政諸収入の網羅的な分析を行った山田勝芳『秦漢財政収入の研究』も、第6章でこれに触れている。また新の王莽が実施した六筭制の一としての酒専売については、影山剛『王莽の酒の専売制と六筭制』や、呂母の乱との関係を重視しこれに論及した、藤川和俊「呂母の乱と六筭制」などの論考がある⁽¹⁵⁾。以下、これらの研究を参考にしながら、史料に即して前漢及び新の酒専売制度を概観してみたい。

『史記』平準書や『漢書』食貨志が伝えるように、塩鉄の専売制が施行されたのは前漢武帝の治世だが、酒がこれに加わるのは塩・鉄に遅れることおよそ20年、武帝の天漢3(B.C.98)年の

ことである。ただしその記録は曖昧で、『漢書』武帝紀の天漢3(B.C.98)年春2月の条は「初榷酒酤」と記して酒専売制の創設を伝えるものの、『漢書』食貨志に関連する記述がみえない。一方、『漢書』昭帝紀の始元6(B.C.81)年の条には、酒専売業務を担当していたと考えられる榷酤官が廃止され、民間による酒の販売が始まったことが記されている⁽¹⁶⁾。この間の事情について影山剛は「榷酤の制定とその歴史的背景—前漢朝の榷酤と桑弘羊I—」の中で、酒専売制施行の背景について、天漢3(B.C.98)年前後には大規模な土木事業や軍事遠征がたびたび行われていることを指摘し、酒専売制が疲弊した国家財政を再建するために行われたのではないかと、という見通しを立てているが、専売事業の運営形態については不明瞭な点が多い⁽¹⁷⁾。

榷酤はその後、成帝期に再度実施の動きがあったものの取りやめとなり、民間による酒の自由販売を許可するとともに、酒の販売業者に対して占租の義務が課された⁽¹⁸⁾。つまり、前漢における酒専売制の試みは、塩鉄の専売とは異なり短期間のうちに終息し、恒常的な財源とはならなかったのである。その理由として影山剛は、①酒の密醸が容易であったこと、②榷酤官を全国に配置するのが困難であったこと、③当時の酒は酸敗しやすく塩・鉄に比べて商財としてのリスクが大きかったことなどを、藤川和俊は、民間酒業者の実態を十分に把握できなかったことなどを挙げている⁽¹⁹⁾。

次に酒専売制が実施されたのは、王莽の「新」王朝に於いてであった。この時期の経済対策としては六筭制と貨幣制度の改変が知られるが、このうち六筭制中の一条項として酒専売が制定されていたことは、『漢書』王莽伝や『同』食貨志の中に比較的詳細に記されている。

六筭制とは、塩、鉄、酒、山沢の産物、錢布銅冶（物価調整と金融）、五均賒貸（貨幣鑄造と採銅）の6項目について国家が独占的に管理・課税しようとするもので⁽²⁰⁾、前漢の武帝期と同様、塩・鉄と並んで酒も専売の対象とされている。ただし、酒については初めて「六筭之令」が設けられた始建国2(10)年の段階では含まれず、のちに羲和魯匡の提案によって追加されたものであることが、『漢書』卷24下、食貨志の記述からもうかがえる。

羲和魯匡言、「名山大沢、塩鉄錢布帛、五均賒貸、榷在郡官、唯酒酤独未榷。酒者天之美祿、帝王所以願養天下、享祀祈福、扶衰養疾。百礼之会、非酒不行。故詩曰、『無酒酤我』。而論語曰、『酤酒不食』。二者非相反也。夫詩堯承平之世、酒酤在官、和旨使人、可以相御也。論語孔子当周衰乱、酒酤在民、薄惡不誠、是以疑而弗食。今絶天下之酒、則無以行礼相養。放而亡限、則費財傷民。請法古、令官作酒、以二千五百石為一均、率開一廬以売、鬻五十釀為準。一釀用麴米二斛、麴一斛、得成酒六斛六斗。各以其市月朔米麴三斛、并計其賈而參分之、以其一為酒一斛之平。除米麴本賈、計其利而什分之、以其七入官、其三及醴載灰炭給工器薪樵之費」。

羲和魯匡言く、「名山・大沢、塩鉄・錢・布帛、五均・賒貸は^{つみさど}榷ること郡官に在り、唯だ

酒酤独り未だ幹らず。酒は天の美禄、帝王の天下を頤養し、享祀し福を祈り、衰を扶け疾を養う所以なり。百礼の会も、酒に非ざれば行わず。故に詩に曰く、『酒無ければ我に酤う』と。而も論語に曰く、『酤いたる酒は食わず』と。二者は相反するに非ざるなり。夫れ詩は承平の世に拠りて、酒酤は官に在り、和旨人に便い、以て相御むべきなり。論語は孔子周の衰乱に当り、酒酤は民に在り、薄悪にして誠ならず、是を以て疑いて食わず。今天下の酒を絶たば、則ち以て礼を行ひ相養う無し。放ちて限り亡ければ、則ち財を費し民を傷う。請う、古に法り、官をして酒を作らしめ、二千五百石を以て一均と為し、率ね一盧を開き以て売り、五十釀を釐るを準と為す。一釀に麴米二斛、麴一斛を用いて、成酒六斛六斗を得る。各の其の市の月朔の米麴三斛を以て、并せて其の賈を計り之を参分し、其の一を以て酒一斛の平と為さん。米麴の本賈を除き、其の利を計りて之を什分し、其の七を以て官に入れ、其の三及び醴馱灰炭は工器薪樵の費に給す」と⁽²¹⁾。

この文章の中で魯匡は、まず統治上の酒の効用を述べ、『詩経』小雅・伐木や『論語』郷党篇を典故として掲げながら⁽²²⁾、「古に法り、官をして酒を作らしめ」ることを主張している。このような経学的潤色はいささか牽強付会の気味があるにしても、酒専売制の必要性を説く魯匡の口吻は、王莽らに対してそれなりの説得力を持ち得たのであろう。以降の経過については影山剛『王莽の酒の専売制と六筭制』に詳しいが、ここではその破綻の過程において、ひとつの民衆反乱が関係していたことに今一度注目しておく。

王莽の六筭制は、一面においては前漢武帝期以来の経済・財政政策を引き継ぐものであり、当時としては、比較的良好に整った制度であったようである。しかし、天鳳4(17)年に禁令の細密化や罰則強化などの措置がとられていることから推測するに、かなり早い時期から制度運営上の困難さが露呈しつつあったのだろう。地皇2(21)年には公孫禄による六筭制批判が展開され、六筭制を推進する側にあった魯匡が弾劾されるという事態に陥っている⁽²³⁾。

天鳳4(17)年という年は、山東を中心に発生した農民反乱の前景をなす「呂母の乱」が勃発した年でもあった。天鳳元(14)年頃のこと、県吏であった呂母の子が県宰により微罪のために死刑とされ、呂母は息子の仇を討とうと志すようになる。当時、呂母の家には相当な資産があり、酒の醸造や販売を行っていた。そこで彼女は、酒代を貸し、衣服を与えることで、貧窮者や少年、流亡者、客などを一人また一人と引き入れていく。天鳳4(17)年、呂母はついに決起し、海曲を攻めて県宰を捕らえこれを殺害、その復讐は達せられる⁽²⁴⁾。地皇3(22)年に彼女は死んだが、その大きなおねりは赤眉集団をはじめとする、その後の農民反乱へと結びついていく。

先に掲げた『漢書』食貨志の記述にもある通り、六筭制下における酒の販売は、各郡における責任者「酒士」の指導のもと各地に設置された販売機関「盧」によって担われることとなったが、これは、酒の販売を官が握ることを意味していた。民間の醸造販売業者の中でこの新たな制度に

関わられた者が、具体的にどれほど存在したかはわからない。だが一方で、この制度によって排除され圧迫された者がいたことは容易に想像されよう。呂母がこの専売制度と対立し、圧力を受けて反乱に至ったという見解は、すでに土屋紀義によって表明されており⁽²⁵⁾、藤川和俊もこれを受けて酒専売制との関係から呂母の乱に注目し、六筦制の失敗の淵源が、商業に関わるさまざまな人びとの生活の実態を見逃し、制度を一律に施行しようとした運営方法にあったとみている⁽²⁶⁾。民間の酒醸造・販売業者であったとみられる呂母の個人的な報復が、前後漢交代期の農民反乱の母胎となり、ついに王莽の新を破滅へと追い込んだことは、酒専売制のもつ難しさを象徴しているように思われる。かくして新の試みは失敗に終わり、その後をうけた後漢も含め、酒専売を企図した制度が再び実行に移されることはなかったのである。

2. 魏晋南北朝時代以降の酒専売制度とその研究

魏晋南北朝時代については、まず『三国志』巻52、呉書、顧雍伝に中書となった呂壹・秦博らが職権を乱用して権酷障管の利益を恣にしていたという記述がみられることから、三国呉の孫権統治下において権酷、すなわち酒の専売が行われていたことがわかる⁽²⁷⁾。以降の記録は断片的で、北朝では、北魏・文宣帝の天保8（557）年8月に権酷を実施したことが『北史』巻7、文宣帝紀に⁽²⁸⁾、北周の末に酒坊を設置し塩にも規制をかけていたが、隋代に撤廃されたことが『隋書』巻24、食貨志にそれぞれ見えている⁽²⁹⁾。また、南朝でも陳・文帝の天嘉2（561）年12月に、塩とともに酒の専売を開始したことが『陳書』巻3、文帝紀に記されていることから⁽³⁰⁾、少なくとも北魏・北周および陳において権酷が実施に移されていたことがわかる。以上のような一時期を除けば、おそらく民間で酒の醸造・販売を許し、造酒または売酒に対して課税していたのだろう。事実、『南齊書』巻7、東昏侯伝や、『南史』巻5、齊本紀からは、南齊期には酒税を徴収していたことが確認できる⁽³¹⁾。

続く唐宋期の状況についても、魏晋南北朝時代以前のそれに比べて資料が比較的豊富であることや、一定の研究蓄積が認められること、比較による各時代の特色の把握を進める上で有益であることから、主要な研究についてごく簡単に紹介しておきたい。

唐代では、安史の乱勃発後の財政難から酒麴の専売制が実施された。『冊府元龜』巻504、邦計部・権酷によれば、代宗のときに始まり、徳宗の建中3（782）年の始めに権酒法が定められて以降改変を加えつつ唐末まで行われたという。唐代における酒専売の状況については、戦前の金井之忠、丸亀金作の研究や⁽³²⁾、唐代の租税について論じた吉田虎雄『唐代租税の研究』⁽³³⁾、日野開三郎の邸店や租税に関する一連の研究⁽³⁴⁾、唐中葉の社会変革の中に酒専売制を位置づけようとした西岡弘晃の論考に詳しい⁽³⁵⁾。

官酤（官醸官売法）と民醸（民醸民売法）の2つを柱に行われた宋代の酒専売については、『宋史』食貨志の中でかなり詳しく述べられており、研究も多い。古くは武田金作の論考や⁽³⁶⁾、日野開三郎「宋代史概説」による概観があり⁽³⁷⁾、その後も宋代の都市・農村における酒造業の様相を論じた古林森広の研究や⁽³⁸⁾、熊本崇⁽³⁹⁾、近藤一成⁽⁴⁰⁾らの論考の中で言及されてきた。近年のものとしては、宋代の財政構造と課税構造の把握を目指した、島居一康『宋代財政構造の研究』による、課税構造の分析の一環として宋代榷酤の方法や酒課の分配について網羅的な記述が注目される⁽⁴¹⁾。その他、社会経済史に関する基本史料として知られる歴代食貨志の訳注にも、解題・解説や注釈等に有益な情報が含まれており、適宜参照する必要があるだろう⁽⁴²⁾。

以上、紹介してきたような酒専売制の背景を、より立体的に把握するためには、製麴・造酒法や造酒・飲酒をとりまく社会や経済活動、生活文化の様子へと視野を広げておく必要もある。

この頃までの製麴・造酒法に関する史料としては『汜勝之書』『四民月令』『食経』などの農書をはじめ先行諸書を多数引用する、北魏・賈思勰撰『齊民要術』がまず重要で、その訳注である西山武一・熊代幸雄訳『校訂訳註齊民要術』と、その巻末に収められた論攷「東アジア犁耕文化の形成」により、六世紀初頭の華北における製麴・造酒に関する知識の概略をうかがうことができる⁽⁴³⁾。より後代の造酒法に関する史料としては、宋・朱肱撰『北山酒経』があり、平凡社東洋文庫の一冊として刊行された中村喬編訳『中国の酒書』の中に、酒に関する名物・故事を紹介した、宋・竇苹撰『酒譜』とともに、訳注が収められている⁽⁴⁴⁾。

製麴や造酒を論じた総合的な研究としては、夙に山崎百治『東亜発酵化学論攷』の大著が知られ、その第2編「支那発酵化学論攷」では、原料となる穀物から造酒までが体系的に述べられており⁽⁴⁵⁾、食物史研究者として知られる篠田統の『中国食物史の研究』にも「中世の酒」や「宋元酒造史」などの論考が収められている⁽⁴⁶⁾。加えて、従来ともすれば軽視されてきた『齊民要術』の醸造における呪術的な記述に注目し、その再評価を行った小林清市「『齊民要術』にみる醸造の呪術」や⁽⁴⁷⁾、『北山酒経』の記述をもとに、現在の黄酒造法などとの比較検討を加え、北宋期の造酒法を探った中村喬「『北山酒経』の造酒法について—北宋時代浙江の一造酒法—」⁽⁴⁸⁾、中国酒の入門的著述を目指した大谷彰『中国の酒』⁽⁴⁹⁾、醸造学を専攻し実際の酒造に携わってきた立場から酒の文化史的著述を目指した花井四郎『黄土に生まれた酒—中国酒、その技術と歴史—』⁽⁵⁰⁾、などをあわせて参照すれば、中国における造酒の様相をある程度立体的に把握することも可能となるだろう。

文献上の記述が豊富な唐宋期については、酒麴の専売制や財政問題はもちろん、造酒・飲酒をとりまく社会や経済活動、生活文化の様子についてもかなりの部分まで明らかにすることができる。すでに酒店・酒肆・酒家・酒戸・酒旗・酒楼などの酒を取り扱う店舗については、那波利貞「唐宋時代の旗亭酒楼」⁽⁵¹⁾や、日野開三郎『唐代邸店の研究』が⁽⁵²⁾、食文化史の側から酒肆に言

及する中村喬『宋代の料理と食品』⁽⁵³⁾などの中で考証がなされている。そのほか、王仁湘による飲食文化に関する一連の著作や⁽⁵⁴⁾、下田淳『居酒屋の世界史』に取り上げられていない中国における居酒屋の事例を紹介した、竹内康浩「居酒屋をめぐる中国社会史—下田淳『居酒屋の世界史』をめぐる—」などの平明な著述も⁽⁵⁵⁾、中国における飲酒文化の様相をうかがう上で参考になる。

以上のような先学の訳注や論考から得られる知見は、「酒専売」のように、国家財政のための財源確保を目的として行われたものや、次節で述べるような、災害発生後の対策として行われる政策としての「酒禁」の背景を考える上でも重要だと思われる。また、飲酒文化史などの立場から、他の時代や、中国以外の地域との比較研究を行う際にも、大きな手がかりとなるだろう。

3. 魏晉南北朝時代の酒禁

魏晉南北朝時代において酒専売制が実施されたと思しき期間は、三国時代の呉のほか、北朝では北魏・文宣帝の天保8(557)年と北周の一時期、南朝では陳・文帝の天嘉2(561)年12月以降の一時期に限られる。このことについて吉田虎雄は『魏晉南北朝租税の研究』の中で、陳顧遠『中国法制史』が、魏晉南北朝時代を通じて酒専売が行われたとみなしているのを批判し、その根拠として、『晋書』『宋書』『南齊書』『魏書』『北齊書』『周書』『抱朴子』などの記述を掲げ、凶作等の場合に一時的な「酒禁」(造酒の禁)が散見されることを挙げている⁽⁵⁶⁾。

もっとも、災害の発生や飢饉などを理由とした「酒禁」は、すでに漢代のころから行われていた。『漢書』巻5、景帝紀によれば、中元3(B.C.147)年夏(ただし『漢書』五行志は秋)の旱に際して酤酒を禁じている⁽⁵⁷⁾。『後漢書』巻4、和帝紀からは、永元16(104)年2月に兗・豫・徐・冀の4州で発生した多雨による被害の対策として酤酒を禁じたことが、『後漢書』巻6、順帝紀からも漢安2(143)年10月に酤酒を禁じたことが確認でき⁽⁵⁸⁾、『後漢書』巻7、桓帝紀には、旱や蝗蟲、日食などのため永興2(154)年9月に郡国の売酒を禁止した例が認められる⁽⁵⁹⁾。

こうした文献中に認められる酒禁の事例は、吉田前掲書のほかに、『日知録之余』巻2や『文献通考』巻17、征榷考4・榷酤、程樹徳『九朝律考』等でも掲げられ、丸亀金作「唐代の酒の専売」や佐久間吉也『魏晉南北朝水利史研究』でも魏晉南北朝時代の事例が紹介されている⁽⁶⁰⁾。そこで本章では、これらを手がかりとして史料を再度確認し、三国魏晉南朝の事例を表1に、北朝の事例を表2・表3に整理した。まずは表1からみていきたい。

『三国志』巻38にみえる簡雍の伝からは、明確な時期は不明ながら、当時、旱のために禁酒令が出された際、人家から酒の醸造具が発見されたため、官吏が酒を醸造した場合と同様に罰しようとした事件を伝えている(表1-1)。この文章については、酒愛飲家の逸話を収めた明・夏樹芳『酒顛』の中でも紹介され、青木正兒の翻訳によって読むこともできる⁽⁶¹⁾。

表1. 三国魏晋南朝における酒禁の事例

No	国号	皇帝	年月	詳細	典拠	
1	蜀	(劉備)	不詳	時天旱禁酒、釀者有刑。吏於人家索得釀具、論者欲令与作酒者同罰。雍与先主游觀、見一男女行道、謂先主曰「彼人欲行淫、何以不縛」、先主曰「卿何以知之」、雍対曰「彼有其具、与欲釀者同」。先主大笑、而原欲釀者。	『三国志』卷38 蜀書、簡雍伝	
2	東晋	孝武帝	太元 8(383)年 12月	十二月庚午、以寇難初平、大赦。以中軍將軍謝石為尚書令。開酒禁。	『晋書』卷9 孝武帝紀	
3		安帝	隆安 5(401)年	是歲、飢、禁酒。	『晋書』卷10 安帝紀	
4		安帝 (復位)	義熙 3(407)年 2月	三年春二月己酉、車騎將軍劉裕來朝。誅東陽太守殷仲文、南蛮校尉殷叔文、晋陵太守殷道叔、永嘉太守駱球。己丑、大赦、除酒禁。	『晋書』卷10 安帝紀	
5	劉宋	文帝	元嘉 12(435)年 6月	六月、丹陽、淮南、吳興、義興大水、京邑乘船。己酉、以徐豫南兗三州、会稽宣城二郡米數百萬斛賜五郡遭水民。是月、断酒。	『宋書』卷5 文帝紀	
6				揚州諸郡大水、己酉、運徐、豫、南兗穀以賑之。揚州西曹主簿沈高建議、以為酒糜穀而不足療飢、請權禁止、詔從之。	『資治通鑑』 卷123、宋紀	
7				元嘉 21(444)年 正月	二十一年春正月己亥、南徐、南豫州、揚州之浙江西、並禁酒。	『宋書』卷5 文帝紀
8				元嘉 22(445)年 9月	九月己未、開酒禁。	『宋書』卷5 文帝紀
9	南齊	武帝	永明 11(493)年 5月	五月戊辰、詔曰、「水旱成災、穀稼傷弊、凡三調衆逋、可同申至秋登。京師二県、朱方、姑孰、可權断酒」。	『南齊書』卷3 武帝紀	
10				五月戊辰、以旱故、都下二県、朱方、姑孰、權断酒。	『南史』卷4 齊本紀	

西晋から東晋のはじめにかけての事例はいまのところ確認できていないが、葛洪の『抱朴子』外篇には、酒の害について述べた酒誡篇があり、酒によって罪過を招いた人々の例を挙げながら「酒は毒物であり、これを慎むべきだ」という立場を明確に示している。また酒禁についても、凶作で米価が高騰した際に酔漢が地方長官を殺害するという事件が発生し、そのために厳重な禁酒令が敷かれ、多くの者が処罰されたが酒の密造が後を絶たなかったときのこととして、次のような話を紹介している。

沽売之家、廢業則困、遂修飾賂遺、依憑權右、所屬吏不敢問。無力者独止、而有勢者擅市。張炉專利、乃更倍售、從其酤買公行靡憚。法輕利重、安能免乎哉。

沽売の家、業を廢すれば則ち困しみ、遂に修飾賂遺し、權右に依憑すれば、所屬の吏敢えて

問わず。力無き者は独り止め、勢有る者は市を擅にす。炉を張りて利を専にすれば、乃ち更に售を倍にし、其の酤買に従い公に行いて憚ること靡し。法軽く利重し、安んぞ能く免ぜんや⁽⁶²⁾。

禁酒令によって商売に影響がでることを恐れた酒店は、官に賄賂を贈ることで取り締まりを逃れようとする。もっとも、こうしたことができるのは財力のある店に限られるから、零細な酒店は廃業していき、力のある店だけが商売を続けるようになる。そうすると、酒の価格は高騰し、店は大いに利益を得ることになり、酒の根絶などできようはずもないのだと述べて、酒禁令がかえって有害であることを指摘する。正史上にあらわれる酒禁の事例の多くが、その成否に言及しない中で、こうした記述は実態を考える上で重要な意味をもちうる。

ふたたび正史の記述にもどろう。『晋書』によれば、東晋・孝武帝の太元8(383)年12月に酒禁が解除されたことが記されているが、これは淝水の戦いで東晋が前秦・苻堅らの軍勢を破った直後のことであり、水旱災との直接的な関係はみられない(表1-2)。

この時期の酒禁のうち、災害発生との関係が明白なものとしては、『晋書』巻10、安帝紀にみえる隆安5(401)年の、飢饉に際して行われた酒禁が挙げられる(表1-3)。佐久間吉也は「晋代における水旱災とその応急対策」の中で、西晋・東晋期の長期間(2つの季節)にわたる旱災の事例15件のうち飢饉の状態に陥ったのは隆安5(401)年の例のみであること、その翌年の元興元(402)年1月から7月にかけて戦乱(孫恩の乱)の影響による飢饉に見舞われ、人相い食む状況が出来たことを指摘している⁽⁶³⁾。加えて、佐久間吉也の「晋代水旱災年表」や佐藤武敏『中国災害史年表』の中で記されているように、東晋が、酒禁が解除された義熙3(407)年2月に至るまで(表1-4)、毎年のように水害や旱害に苦しめられたことを考慮するならば⁽⁶⁴⁾、隆安5(401)年から義熙3(407)年2月までの間、酒禁が維持されたと理解することもできる。もっとも孫恩の乱以降、安帝の譲位と桓玄による「楚」の建国、劉裕らによる桓玄打倒のクーデターへと向かう時代の中で、この種の禁令がどこまでその効力を発揮したのかは疑わしいが。

孫恩の乱鎮定の過程で頭角をあらわした劉裕は、安帝を廃して篡奪を試みた桓玄を討ち、劉毅らライバルを斥け、北伐を敢行し、軍事的成功を収めて永初元(420)年に即位、その死後は劉義符(少帝)を経て劉義隆(文帝)へと帝位は継承されていく。

文帝の治世の中で酒禁が行われたのは、元嘉12(435)年6月と元嘉21(444)年正月のことである(表1-5、1-7)。いずれも自然災害発生との関連から行われたもので、このうち元嘉12(435)年6月の事例では、丹陽・淮南・呉興・義興の水災に際して、徐・豫・南兗の3州及び会稽・宣城2郡の米を5郡の罹災者に賜与するとともに、併せて断酒を実施している。『資治通鑑』巻123、宋紀、元嘉12(435)年6月の条によれば、この対策は揚州西曹主簿の沈亮によって建議されたもので、「酒づくりをすれば穀物が減り、飢えをいやすことができないので禁止すべきだ」という

主張がなされていたという(表1-6)。以降の酒禁に関する記録としては、『宋書』巻5、文帝紀に、元嘉21(444)年正月にも南徐・南豫州・揚州の浙江西において酒禁の実施と、元嘉22(445)年9月の解除が確認できる(表1-7、1-8)。

その後の事例としては、南齊・武帝の永明11(493)年4月から7日まで陰雨のため穀物の生育不順があり、他方では旱を生じたため、5月に詔して三調・衆逋の納入を秋まで延ばすとともに、旱災のため建康・秣陵・朱方・姑孰の4県においてかりに禁酒したことが『南齊書』巻3、武帝紀や『南史』巻4、齊本紀にみえている(表1-9、1-10)。

宋～陳までを対象として水旱災発生時の応急対策を分析した、佐久間吉也「南朝における水旱災とその応急対策」によれば、水旱災はこの間ほぼ2年に1度の割合で生じ、とりわけ長江下流南部地域において水災が多発し、応急対策として酒禁のほかに官中府中の食膳の節減や、賑恤や振貸、税役の減免、罪人の放免などが行われたが、殊に税役減免の詔には実効のないものも多かったといわれている⁽⁶⁵⁾。酒禁令についても、先の『抱朴子』外篇にみられるような商人による官への贈賄や、東晋・安帝期に端的にみられるような王朝交代期等にみられる政治的混乱により、同様に不徹底に終わったものと推測される。

続いて北朝のうち、北魏における酒禁の事例を表2によってみていきたい。

まず、水旱災の応急対策とは別の性格をもつ酒禁が、文成帝の治世の中で実施されていることに注目してみよう。『魏書』巻5、高宗紀によれば太安4(458)年4月に初めて酒禁を設けたことが記されている(表2-1)。ただしこの事例は、これまで紹介してきた災害発生との関係で施行さ

表2. 北魏における酒禁の事例

No	国号	帝	年月	詳細	典拠
1	北魏	文成帝	太安4(458)年4月	四年春正月丙午朔、初設酒禁。	『魏書』巻5高宗紀
2				高宗初、仍遵舊式。太安四年、始設酒禁。是時年穀屢登、士民多因酒致酗訟、或議主政。帝惡其若此、故一切禁之、釀・沽飲皆斬之、吉凶賓親、則開禁、有日程。	『魏書』巻111、刑罰志
3				樂部郎胡長命妻張氏、事姑王氏甚謹。太安中、京師禁酒、張以姑老且患、私為醞之、為有司所糾。王氏詣曹自告曰、「老病須酒、在家私釀、王所為也」。張氏曰、「姑老抱患、張主家事、姑不知釀、其罪在張」。主司疑其罪、不知所處。平原王陸麗以狀奏、高宗義而赦之。	『魏書』巻92、列女伝
4		獻文帝	(即位時)	顯祖即位、除口誤、開酒禁。	『魏書』巻111、刑罰志

れたものではないらしく、『魏書』巻111、刑罰志は、当時豊作が続き、役人や人びとが酒のことで諍いを起こしたり、政治批判を口にしたりする者が多く、こうした風潮を憎んだ高宗が酒の醸造・販売ならびに飲酒を禁じて、違反者は斬刑に処することとし、慶弔で人をもてなすときに限り一時的に酒禁を解いたと記し（表2-2）、『魏書』巻92、列女伝も、姑の老病のために酒を私造した胡長命の妻張氏を文成帝が特別に赦免した話を伝えている（表2-3）。その後酒禁は、口誤の律とともにその子献文帝の即位の際に解除された（表2-4）⁽⁶⁶⁾。

文成帝による酒禁がいかなる理由によって行われたのかは詳らかではないが、その前代の太武帝期に当時の皇太子であった恭宗（文成帝の父）が、大規模な荘園を所有し商業活動を通じて利益を得ていたことが『魏書』巻48、高允伝に、

恭宗季年、頗親近左右、嘗立田園、以取其利。允諫曰（中略）而嘗立私田、畜養鷄犬、乃至販酤市鄽、與民爭利、議聲流布、不可追掩。

恭宗の季年、頗左右に親近し、田園を嘗立し、以て其の利を取る。允諫めて曰く（中略）私田を嘗立し、鷄犬を畜養し、乃ち市鄽に販酤して、民と利を争うに至り、議声流布して、追掩すべからず。

と記されている。同様のことは『南齊書』巻57、魏虜伝に、

僞太子宮在城東（中略）婢使千余人、織綾錦販売、酤酒、養囊羊、牧牛馬、種菜逐利。

僞太子の宮は城東に在り（中略）婢使千余人、綾錦を織り販売し、酒を酤り、囊羊を養い、牛馬を牧し、菜を種え利を逐う。

と記されており、酤酒つまり酒の販売も含まれていたようである。北魏では孝文帝が俸禄制を施行するまでの間、官への俸禄支給がなかったこともあり⁽⁶⁷⁾、官僚が私的に商業活動を行って富を得ようとするものがしばしば行われていたらしい。以上は皇族の事例ではあるが、これらの史料はその一端を示すものであろう。また、『魏書』巻111、食貨志には文成帝期のこととして、

高宗時、牧守之官、頗為貨利。太安初、遣使者二十余輩循行天下、觀風俗、視民所疾苦。詔使者察諸州郡墾殖田畝、飲食衣服、閭里虛實、盜賊劫掠、貧富強劣而罰之、自此牧守頗改前弊、民以安業。

高宗の時、牧守の官、頗る貨利を為す。太安の初め、使者二十余輩を遣し天下を循行し、風俗を觀、民の疾苦する所を視せしむ。使者に詔し諸州郡の墾殖せる田畝、飲食衣服、閭里の虚實、盜賊の劫掠、貧富強劣を察して之を罰せしむ。此れ自り牧守頗る前弊を改め、民以て業を安んず⁽⁶⁸⁾。

とあり、地方官が營利をなして私腹を肥やしていたこと、その対策として、太安元（455）年に20人あまりの使者を派遣し、全土において食糧事情や服飾、村落の実態、盜賊の劫掠、民間の貧富差などを調査させ、その結果に応じて処罰を下したため、地方官の不正は一定程度改善された

ことが伝えられている。

文成帝期に出された詔勅の中には、地方官僚の不正を指摘するものがしばしば認められるが、就中、即位の翌年、興安2(453)年11月には自ら信都・中山に赴くなど、地方官の綱紀肅正に力を注いでいた点は注目されてよい⁽⁶⁹⁾。なかでも中山は、北は満州・遼東方面へ、南は洛陽・河南各地へと続く南北交路上にあたり、物流・交易の拠点であった。平城周辺の自然地理や住民構造、交通・交易の分析で知られる前田正名の研究によれば、鹿・牛皮などの畜産加工品のほか、蓮荷、筍、菱などの食用植物や、蒲や莞などの織物材料用植物なども多く、主穀類も豊富に生産されていたほか、太行山脈の山地からは材木が供給され建築材料として豊富に流通しており、醸造も盛んであり芳醇かつ上質な酒が売られていたという⁽⁷⁰⁾。

『魏書』巻46、許宗之伝によれば、太安2(456)年の冬に、定州刺史であった許宗之は都の南で処刑されているが、彼のみならず、北魏時代に定州刺史に任じられた者の多くがしばしば貧穢に陥り厳罰に処されているのは、前田が指摘しているように、北魏前期には官への俸禄支給がなかったこと、官僚が商業活動を兼ね行っていたこと、治所のあった中山が非常に豊かであったことなどが関係していたと考えられる⁽⁷¹⁾。以上のような経緯と、『魏書』巻111、刑罰志の「士民多因酒致酖訟(士民多く酒に因りて酖訟を致し)」という記述を勘案するならば、役人や人びとが酒のことで諍いを起こしたり、政治批判を口にしたりする者が多いなどの理由のほか、酒の醸造や販売、税の徴収などをめぐる官民トラブルの累積が遠因のひとつとなって、最終的に文成帝による酒禁を惹起した可能性も否定できない。

北魏時代の酒禁は、以上のような文成帝期の事例のほかには確認できておらず、水旱災の応急対策として実施された例もみられない。ただし、北魏・宣武帝期のこととして、『魏書』巻111、食貨志には次のような記述が認められる。

正光後、四方多事、加以水旱、国用不足、預折天下六年租調而徵之。百姓怨苦、民不堪命。有司奏断百官常給之酒、計一歳所省合米五万三千五十四斛九升、孽穀六千九百六十斛、麩三十万五百九十九斤。

正光の後、四方多事にして、加うるに水旱を以てし、国用足らず、預め天下六年の租調を折して之を徵す。百姓怨苦し、民命に堪えず。有司奏して百官常給の酒を断ち、一歳の省く所を計るに、合せて米五萬三千五十四斛九升、孽穀六千九百六十斛、麩三十萬五百九十九斤なり⁽⁷²⁾。

大乘の乱や六鎮の乱、自然災害の発生などに苦しんだ北魏では⁽⁷³⁾、財政逼迫のため6年間の租調を前取りし、官僚に支給されていた酒を打ち切ったところ、年間で米(アワ)が5万3054斛9斗⁽⁷⁴⁾、雑穀6960斛、麦粉30万599斤を節約することができたという。この事例は、これまで紹介してきた酒禁とはやや性質が異なるが、小麦・米・黍・粟などの穀物を原材料とする酒の生産

表3. 東魏・北齊及び北周における酒禁の事例

No	国号	帝	年月	詳細	典拠
1	東魏	孝静帝	天平 4 (537) 年閏 9 月	九月、侍中元子思与其弟子華謀西入、並賜死。閏月乙丑、衛將軍、右光祿大夫蔣天樂謀反、伏誅。禁京師酤酒。	『魏書』卷 12、 孝静帝紀
2			元象元 (538) 年 4 月	夏四月庚寅、曲赦畿内。壬辰、齊献武王還晋陽、請開酒禁。	『魏書』卷 12、 孝静帝紀
3				四月庚寅、神武朝于鄴、壬辰、還晋陽。請開酒禁、並賑恤宿衛武官。	『北齊書』卷 2、 神武帝紀
4	北周	武帝	保定 2 (562) 年 2 月	二月壬寅、熒惑犯太微上相。癸丑、以久不雨、降宥罪人、京城三十里内禁酒。	『周書』卷 5 武帝紀
5	北齊	武成帝	河清 4 (565) 年 2 月	二月 (中略) 壬申、以年穀不登、禁酤酒。	『北齊書』卷 7、 武成帝紀
6		後主	天統 5 (569) 年 10 月	秋七月己丑、詔降罪人各有差。戊申、詔使巡省河北諸州無雨处、境内偏旱者優免租調。冬十月壬戌、詔禁造酒。	『北齊書』卷 8、 後主
7			武平 6 (575) 年閏 8 月	辛巳、以軍國資用不足、税関市、舟車、山沢、塩鉄、店肆、輕重各有差、開酒禁。	『北齊書』卷 8、 後主

や消費を抑制することにより、一定の穀物消費の抑制が見込めることを述べた記述として、注目に値する。

最後に、北魏の東西分裂から北齊・北周にかけての時期を表3により概観しておきたい。

北魏最後の皇帝となった孝武帝が高歓の排除を企図して失敗し、宇文泰のもとへと去ったのち、高歓によって擁立されたのが、東魏・孝静帝である。『魏書』卷12、孝静帝紀や『北齊書』卷2、神武帝紀によれば、天平4(537)年閏9月に鄴において酒禁を行い(表3-1)、元象元(538)年4月にこれを解除したことが記されているが、その理由は判然としない(表3-2、3-3)。

一方、西魏から禪譲を受けた北周も武帝の保定2(562)年に旱災のため、長安から30里内において酒を禁じたことが『周書』卷5、武帝紀にみえる(表3-4)。

北齊では、武成帝の河清4(565)年2月に穀物が実らず酤酒を禁じたことが見えている(表3-5)。この事例は、佐久間吉也が「北朝における水旱災とその応急対策」の中で指摘しているように、前年の河清3(564)年6月および12月に発生した山東(太行山脈以東)の大水に関連して出された禁令であろうと思われる⁷⁵⁾。また、後主の時代にも酒禁が行われており、『北齊書』卷8、後主紀によれば、天統5(569)年7月に河北諸州で旱災が生じたため租調を免じ、10月に造酒を禁止したこと(表3-6)、武平6(575)年閏8月の条に、軍国の資用が不足したため関市・舟車・山沢・塩鉄・店肆に税をかけ、一方で酒禁を廃したことがわかる(表3-7)。

おわりに

すでに概観してきたように、漢から魏晋南北朝にかけての歴代の王朝が、酒の醸造や販売に規制をかけようとした理由は、いくつか存在した。ひとつは国家財政の歳入となることを期待したもので、前漢や新、唐以降に認められる酒専売制の導入・実施がその最たるものである。ただしこのような試みは、官民の間での摩擦や癒着を生じやすく、制度の設計から施行まではもちろんのこと、維持にもかなりの努力を要するものであったとみえ、両漢魏晋南北朝期を通じてたびたび試みられたものの定着することはなく、多くの場合は酒税を課すことによって国庫を潤わしたにすぎないと考えられる。

酒の専売制については、吉田虎雄や丸亀金作をはじめ、すでにいくつかの先駆的な研究が存在し、その後景にある製麴・造酒法や造酒・飲酒をとりまく社会や経済活動、生活文化の様子にまで目を向ければ膨大な蓄積が存在するが、社会経済史、財政史、荒政史、災害史、水利史、農業史、食文化史といったさまざまな領域の中で語られてきたために、それらが隣接諸分野の研究者からは見渡しにくい状況があったようである。そこで本稿では、以上のような酒専売制への言及に付随する形で、可能な範囲内でそれらに言及し、今後の研究の参考となるように努めてきた。

水旱災の応急対策として酒禁が実施された例も時代を通じて散見される。各時代の正史本紀や五行志などに掲げられている水旱災の事例の中で、応急対策の一つとして酒禁を実施したケースがごく一部であることは、佐久間吉也『魏晋南北朝水利史研究』に収められた一連の論考や、佐藤武敏『中国災害史年表』によって把握することができる⁽⁷⁶⁾。本稿は、その掉尾に付いてその事例を再確認したに過ぎないが、改めてその傾向をみていくと、酒禁は水旱災発生時に必ず実施されていたわけではないこと、王朝交代期にみられる社会不安、兵乱の影響、食糧事情の悪化による飢饉の発生が伴う場合など、より深刻な状況に立ち至った場合に実施されるケースが多かったことがみえてくる。また、こうした酒禁はいずれも一時的な施策にすぎなかったことから、前述のような専売制導入に伴う醸造・販売の規制に比べて、行われやすかった点にも留意する必要があるだろう。

一方で、以上のような2つの類型にあてはまらない酒禁の事例にも注目しておく必要がある。典型的なのは『魏書』巻111、刑罰志などにみえる北魏・文成帝の酒禁であり、この事例では史料上でも明確に、穀物不足などを利用とした禁令ではないことが記されている。当該事例について本稿では、北魏では孝武帝の時代に入るまで官への俸禄支給がなかったことに注目し、そこに一応の理由を求めたが、刑罰志の書きぶりや、『魏書』巻92、列女伝にみえる、姑の老病のために酒を私醸した胡長命の妻張氏を文成帝が特別に赦免した話からは、情緒的な一面も垣間見える。

文成帝は太武帝による廃仏のあとをうけ、即位後に復仏の詔を出している。もしこの酒禁が倫理的・情緒的な側面を持っていたのだとすれば、仏教からの影響なども、ある程度考慮しておく必要があるのではないだろうか。

仏教が皇帝の行動とその施策に強く影響を及ぼしたと思しき例としては、南朝では梁の武帝の例が、北朝であれば北齊諸帝の事績が知られている。東魏～北齊期の崇仏事情については、ひとまず政治史の流れに沿って叙述した、諏訪義純『中国中世仏教史研究』第2章「東魏北齊仏教の研究」所収の諸論考を見られたいが⁽⁷⁷⁾、就中、本稿との関係から注目されるのは、武平2(571)年～3(572)年6月頃までの間、祖珽とともに共に執政に当たっていた高元海の勧めによって「禁屠宰」「禁酤酒」令が下された点であろう⁽⁷⁸⁾。この事例は、かつて道端良秀が「中国仏教と禁酒運動—仏教徒の精神生活の一面—」の中で論じた仏教側の禁酒運動と、本稿で縷々取り上げてきた禁令としての酒禁との間を結ぶひとつの結節点として、一定の意味を持ちうるのではないかと考えている。

註

- (1) 同様の問題意識に基づいて執筆した考察に、拙稿「南北朝隋唐時代、弘農華陰の仏教者たち—弘農楊氏と仏教をめぐる予備的考察—」(『明大アジア史論集』18、氣賀澤保規先生退休記念号、2014年3月)、「魏晋南北朝時代における—仏教僧の修道—慧弥の事跡を中心に—」(『文学研究論集』41、2014年9月)、同「魏晋南北朝時代における仏教と祈雨」(『明大アジア史論集』23、寺内威太郎先生退休記念号、2019年3月)などがある。
- (2) 仏教の戒律についての概説したものは多いが、比較的平易なものとして平川彰『生活の中の仏教』(春秋社、1966年)や藤田宏達『生活の創造—仏教の倫理観—』人生と仏教第4(佼成出版社、1970年)、上田天瑞『戒律の思想と歴史』(密教文化研究所、1976年)、齊藤隆信『円頓戒講説』(佛教大学齊藤隆信研究室、2016年)などを挙げておく。
- (3) 道端良秀「中国仏教と禁酒運動—仏教徒の精神生活の一面—」(『大谷大学研究年報』15、1963年3月)。なお氏は、同論考以降も「仏教と酒」の問題に論究しており、その成果は「仏教と酒—毒酒と薬酒—」(『大乘菩薩戒の展開』中国仏教史全集7、書苑、1985年)へと結実していく。
- (4) 『書経』酒誥については、「尚書正義」巻14、酒誥(『十三經注疏』1周易・尚書、芸文印書館、1993年)pp.206-211、加藤常賢『書経』上、新釈漢文大系25(明治書院、1983年)pp.203-213を参照。
- (5) 『日知録之余』については、顧炎武著、黃汝成集釈『日知録集釈』下、清代學術名著叢刊(上海古籍出版社、2006年)pp.1908-1917を参照。
- (6) 道端良秀「中国仏教と禁酒運動—仏教徒の精神生活の一面—」(註3前掲論文)、pp.189-190

を参照。

- (7) 史料上、酒の専売制は「榷酒酤」「榷酤」「酒榷」などと表記されることが多い。榷の用法については加藤繁「榷の意義に就いて」(『支那経済史考証』上、東洋文庫、1952年)初出:『東洋学報』10(3)、1920年11月が、「榷酒酤」「榷酤」「酒榷」などの語句が酒の醸造や販売を国家が独占的に管理し、あるいは経営下において利益を得る「酒専売」を意味していたことや、漢代では榷が経済的利益を独占するような場合に使用されていたことを指摘している。一方、影山剛「榷酤の制定とその歴史的背景—前漢朝の榷酤と桑弘羊 I—」(『帝国学園紀要』13、1987年12月)は、上記三語の使用例を再検討し「酒榷」は官民間わず通行した酒専売を意味する用語として用いられ、「榷酒酤」「榷酤」は制度の創設・廃止に関する記録の中で用いられていることから、後者は国家の正式な用語として規定・使用されていたと指摘し、「酒榷」の語が「塩鉄」のように酒の専売を直接的に指す用語として通行定着していたと断ずることには慎重な立場をとる。
- (8) 青木正兒『中華飲酒詩選』(筑摩書房、1961年)、同『酒中趣』(筑摩書房、1962年)。いずれも『青木正兒全集』9(春秋社、1970年)などに再録。
- (9) 青木正兒「飲酒詩雑感」(『青木正兒全集』9、註8前掲書) pp.49-50、初出:『文藝春秋』1961年5月。なお同文章は、小倉芳彦の解説を付し、新字体・新仮名遣いに改めるなど一部に編集を加えた、『酒の肴・抱樽酒話』岩波文庫(岩波書店、1989年)にも収められている。
- (10) 『韓非子』外儲説右上に「宋人有酤酒者。升概甚平、遇客甚謹、為酒甚美、罍幟甚高。著然不售、酒酸」とある。
- (11) 『史記』卷86、刺客列伝、荊軻伝に「荊軻既至燕、愛燕之狗屠及善擊筑者高漸離。荊軻嗜酒、日与狗屠及高漸離飲於燕市、酒酣以往、高漸離擊筑、荊軻和而歌於市中、相樂也、已而相泣、旁若無人者。荊軻雖游於酒人乎、然其為人沈深好書、其所游諸侯、尽与其賢豪長者相結」とある。
- (12) 『史記』卷8、高祖本紀に「好酒及色、常從王媪・武負賞酒。醉臥、武負・王媪見其上常有龍、怪之。高祖每酤留飲、酒讎数倍。及見怪、歲竟、此兩家常折券弃責」とある。
- (13) 『史記』卷117、司馬相如伝。同伝にみえる酒販売の様子については、山田勝芳「中国古代の商人と市籍」(『加賀博士退官記念中国文史哲学論集』講談社、1979年)に詳しい。
- (14) 中国古代の酒肆に関する文献上の記述については、竹内康浩「居酒屋をめぐる中国社会史—下田淳『居酒屋の世界史』をめぐって—」(『釧路論集—北海道教育大学釧路分校研究報告—』44、2012年12月)がそのいくつかを紹介している。なお同論文では言及されていないが、四川省内で出土した画像磚にも酒の醸造や飲酒に関わるものもある。劉志遠・余徳章・劉文傑編著『四川漢代画像磚与漢代社会』(文物出版社、1983年)、渡部武『画像が語る中国の古代』イ

メージ・リーディング叢書（平凡社、1991年）pp.203-221などを参照。

- (15) 吉田虎雄『兩漢租税の研究』中国学術研究叢書2（大安、1966年）初版：大阪屋號書店、1942年、丸亀金作「漢代の酒専売に就て(1)」(『歴史学研究』120、1944年4月)、影山剛「榷酤の制定とその歴史的背景—前漢朝の榷酤と桑弘羊Ⅰ—」(註7前掲論文)、同「榷酤の廃止と桑弘羊—前漢朝の榷酤と桑弘羊Ⅱ—」(『帝国学園紀要』13、1987年12月)、山田勝芳『秦漢財政収入の研究』(汲古書院、1993年)、影山剛『王莽の酒の専売制と六筮制』(私家版、1990年)、同『王莽の賒貸法と六筮制およびその経済史的背景—漢代中国の法定金属貨幣・貨幣経済事情・高利貸付・兼并等をめぐる諸問題—』(私家版、1995年)、藤川和俊「呂母の乱と六筮制」(『青山史学』27、2009年3月)。
- (16) 『漢書』卷7、昭帝紀に「秋七月、罷榷酤官、令民得以律占租、売酒升四錢」とある。
- (17) たとえば吉田虎雄は『兩漢租税の研究』(註15前掲書) p.141の中で、前漢期の榷酤では醸造・販売ともに官において行ったと述べ、専売事業の経営形態について踏み込んだ見解を示しているが、影山剛「榷酤の制定とその歴史的背景—前漢朝の榷酤と桑弘羊Ⅰ—」(註7前掲論文)は「根拠となる史料の提示があるわけではない」として、これに慎重な立場をとっている。
- (18) 占租を申告納税と解することについては、平中荅次「漢代の営業と『占租』」(『中国古代の田制と税法—秦漢経済史研究—』東洋史研究叢刊16、東洋史研究会、1967年)初出：『立命館文学』86、1952年7月を参照。なお、酒の専売が首都圏では前漢の地節3(B.C.67)年頃まで存続していたとする、青野嘉助「漢の榷酤廃止の年代に就いて」(『東亜経済研究』18(2)、1934年)のような見解もあるが、前掲平中論文の付記や影山剛「榷酤の廃止と桑弘羊—前漢朝の榷酤と桑弘羊Ⅱ—」(註15前掲論文)は、青野論文が根拠とする、『漢書』卷76、趙広漢伝にみえる、長安場内の霍禹邸「私屠酤」強制捜査事件が「専売制違反」によるものではないとして、これを批判している。
- (19) 影山剛「榷酤の廃止と桑弘羊—前漢朝の榷酤と桑弘羊Ⅱ—」(註15前掲論文)、藤川和俊「呂母の乱と六筮制」(註15前掲論文)。
- (20) 王莽の経済政策の内容と特色については、河地重造「王莽政権の出現」(『東アジア世界の形成』1、岩波講座世界歴史4、古代4、岩波書店、1970年)や東晋次『王莽—儒家の理想に憑かれた男—』白帝社アジア史選書3(白帝社、2003年)などの概説においても詳しく紹介されているほか、影山剛『王莽の酒の専売制と六筮制』(註15前掲載書)、同『王莽の賒貸法と六筮制およびその経済史的背景—漢代中国の法定金属貨幣・貨幣経済事情・高利貸付・兼并等をめぐる諸問題—』(註15前掲載書)などの専論があり、本稿執筆にあたっても参照した。
- (21) 『漢書』卷24下、食貨志に「故詩曰、『無酒酤我』。而論語曰、『酤酒不食』」とあるのは、それぞれ『詩経』小雅・伐木の「有酒湑我、無酒酤我」と『論語』卷5、郷党「沽酒市脯、不

- 食」のことを指している。両書ともに複数の訳注があるが、さしあたり『詩経』については、境武男『詩経全釈』（境教授頌寿記念会、1984年）pp.396-400、目加田誠『定本 詩経訳注』上、目加田誠著作集2（龍溪書舎、1982年）pp.330-332、『論語』については、木村英一訳注『論語』講談社文庫（講談社、1975年）pp.252-255、金谷治訳注『論語』改訳、岩波文庫（岩波書店、1999年）pp.191-192を参照。
- (22) 『漢書』巻24下、食貨志。なお食貨志の当該部分については下記の訳注があり参考になる。
加藤繁訳注『史記平準書・漢書食貨志』岩波文庫（岩波書店、1942年）pp.215-217、黒羽英男『漢書食貨志訳注』（明治書院、1980年）pp.163-164、永田英正・梅原郁訳注『漢書食貨・地理・溝洫志』東洋文庫488（平凡社、1988年）pp.178-180。
- (23) 六筦制の崩壊過程については、影山剛『王莽の酒の専売制と六筦制』（註15前掲書）pp.52-57を参照。
- (24) 呂母の乱を含む、前漢・後漢交代期の民衆反乱について概観を行った先行研究としては、木村正雄「前後漢交替期の農民叛乱—その展開過程—」（『中国古代農民反乱の研究』東京大学出版会、1979年）初出：『東京教育大学文学部紀要』61、1967年3月がある。また、奥崎裕司「中国民衆反乱史」（青年中国研究者会議編『続中国民衆反乱の世界』汲古書院、1983年）も、「呂母の乱を“復讐”を核とした反乱の典型」と見て春秋から清に至る民衆反乱史の中にこれを位置づけており、示唆に富む。
- (25) 土屋紀義「一世紀前半の民衆叛乱集団に関する若干の問題」（青年中国研究者会議編『中国民衆反乱の世界』汲古書院、1974年）。
- (26) 藤川和俊「呂母の乱と六筦制」（註15前掲論文）。
- (27) 『三国志』巻52、呉書、顧雍伝に「呂壹、秦博為中書、典校諸官府及州郡文書。壹等因此漸作威福、遂造作權酷障管之利」とある。
- (28) 『北史』巻7、文宣帝紀に「秋八月己巳、庫莫奚遣使朝貢（中略）辛巳、制權酷」とある。
- (29) 『隋書』巻24、食貨志に「開皇三年正月、帝入新宮。初令軍人以二十一成丁。減十二番每歲為二十日役、減調絹一疋為二丈。先是尚依周末之弊、官置酒坊收利、塩池塩井、皆禁百姓採用。至是罷酒坊、通塩池塩井与百姓共之。遠近大悦」とある。渡辺信一郎『「魏書」食貨志・「隋書」食貨志訳注』（汲古書院、2008年）pp.193-194もあわせて参照。
- (30) 『陳書』巻3、文帝紀に「十二月（中略）甲申、立始興國廟於京師、用王者之礼。太子中庶子虞荔、御史中丞孔奐以国用不足、奏立煮海塩賦及權酷之科、詔並施行」とある。
- (31) 『南齊書』巻7、東昏侯伝「京邑酒租、皆折使輸金、以為金塗」、『南史』巻5、齊本紀「都下酒租、皆折輸金、以供雜用」。
- (32) 金井之忠「唐の權酷」（『文化』7(6)、1940年6月）、丸亀金作「唐代の酒の専売」（『東洋学

- 報』40(3)、1957年12月)。
- (33) 吉田虎雄『唐代租税の研究』(汲古書院、1973年)。
- (34) 日野開三郎『続唐代邸店の研究』日野開三郎東洋史学論集18(三一書房、1992年)初出：同『続唐代邸店の研究』(私家版、1970年)の「9 邸店と権力」の中でも唐代の権酒について言及し、その方法として、①「官が醸造場を置いて自ら酒麴を製造販売し、民間の私造を禁止する法」、②「権酒によってそれまで挙げていた利収の額を直接税として民戸の資産に応じて按分賦課し、両税と一括徴収し、その代り私造を自由勝手する法で、主として郷村地区に施行せられ、従つてその民戸への配賦も所有田畝数に按配し、これを地頭権酒銭と呼んでいた」もの、③「主として州県治や草市等の都市地区に行われたもので、専売税を納めた店戸に酒造権を与えると法」の3種があり、制度の中に「官の造売」と「店戸への酒造権賦与」の2つがあったという(pp.644-647)。また、同『唐代租調庸の研究』II、課輸篇上(私家版、1975年)pp.50-51でも権酒銭に言及し、城邑では酒戸を定め醸造・販売をさせて毎斗ごとに一定額を徴収し、郷村では官が酒麴を醸売するというのが一般的な方法であったといわれている。なお、憲宗期に入るとその方法に変更が加えられ、州県の専売実績に基づいてその権酒銭歳入額を直接税として民戸に配賦、毎戸の資産高に応じて両税と併徴し、民間の醸造・販売を自由にしたと指摘している。
- (35) 西岡弘晃「唐代における酒専売制度について」(『中村学園研究紀要』3、1970年12月)。
- (36) 武田金作「宋代の権酤に就いて」(『史学雑誌』45(5・6)、1934年)。
- (37) 日野開三郎「宋代史概説」(『東洋史学研究』日野開三郎東洋史学論集20、三一書房、1995年)初出：『東洋中世史』3、世界歴史大系6(平凡社、1934年)では「専売法の発達」と題する章を設け、宋代の塩法・権茶法・権酤法・銅・錫及び礬の禁権、舶来品の禁権について述べている。
- (38) 古林森広「都市酒造業」(『宋代産業経済史研究』国書刊行会、1987年)初出：「宋代開封における酒専売制と酒造業」(『明石高専研究紀要』16、1974年3月)、および、同「農村酒造業」(『宋代産業経済史研究』国書刊行会、1987年)初出：「宋代農村の酒造業」(『兵庫教育大学研究紀要』1、1981年8月)。なお氏には「宋代における酒の販売機構—とくに脚店と拍戸について—」(『中国宋代の社会と経済』国書刊行会、1995年)などの論考もある。
- (39) 熊本崇「権酤をめぐる宋の豪民—買撲と店を中心に—」(『集刊東洋学』41、1979年5月)。同論文は、古林森広「農村酒造業」(『宋代産業経済史研究』、註38前掲書)とは買撲酒坊の経営形態等について見解を異にしており、岡元司「書評 古林森広『宋代産業経済史研究』」(『史学研究』176、1987年7月)の中で指摘・分析がなされている。
- (40) 近藤一成「宋代地主の営利活動と買撲坊場」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』別冊1、

- 1975年3月)。
- (41) 島居一康「宋代榷酤の課税構造」(『宋代財政構造の研究』汲古書院、2012年)。
- (42) たとえば、渡辺信一郎『「旧唐書」食貨志訳注』(汲古書院、2018年)、日野開三郎「旧五代史・食貨志訳注」(『東洋史学研究』日野開三郎東洋史学論集20、三一書房、1995年)初出:『五代史』(明德出版社、1971年)、中嶋敏編『宋史食貨志訳注』6(東洋文庫、2006年)などが挙げられる。
- (43) 西山武一・熊代幸雄訳『校訂訳註齊民要術』(アジア経済出版会、1969年12月)初版:農林省農業総合研究所、1957-1959年。
- (44) 中村喬編訳『中国の酒書』東洋文庫528(平凡社、1991年)。
- (45) 山崎百治『東亜発酵化学論攷』(第一出版、1945年)。
- (46) 篠田統『中国食物史の研究』(八坂書房、1978年)。なお「中世の酒」は藪内清編『中国中世科学技術史の研究』(角川書店、1963年)に、「宋元酒造史」は同編『宋元時代の科学技術史』(京都大学人文科学研究所、1967年)にそれぞれ掲載されていたものである。
- (47) 小林清市「『齊民要術』にみる醸造の呪術」(『中国博物学の世界—「南方草木状」「齊民要術」を中心に—)農山漁村文化協会、2003年)初出:『中国思想史研究』12、1989年12月。
- (48) 中村喬「『北山酒経』の造酒法について—北宋時代浙江の一造酒法—」(『東洋史研究』50(3)、1991年12月)。
- (49) 大谷彰『中国の酒』(柴田書店、1974年)。
- (50) 花井四郎『黄土に生まれた酒—中国酒、その技術と歴史—』東方選書20(東方書店、1992年)。
- (51) 那波利貞「唐宋時代の旗亭酒樓」上・中・下(『歴史と地理』18(4)-18(6)、1926年10月-1926年12月)。
- (52) 日野開三郎『唐代邸店の研究』日野開三郎東洋史学論集17(三一書房、1992年)初出:『唐代邸店の研究』(私家版、1968年)。
- (53) 中村喬『宋代の料理と食品』(中国芸文研究会、2000年)。
- (54) 王仁湘の飲食文化に関する研究としては、『飲食与中国文化』中国文化新論叢書(人民出版社、1993年)、『珍饈玉饌—古代飲食文化—』図説古代社会生活(江蘇古籍出版社、2002年)、同『往古的滋味—中国飲食的歴史与文化—』(山東画報出版社、2006年)などがある。このうち『飲食与中国文化』と『往古的滋味—中国飲食的歴史与文化—』については翻訳があり、それぞれ王仁湘著、鈴木博訳『中国飲食文化』(青土社、2001年)、同『図説中国食の文化誌』(原書房、2007年)として刊行されている。
- (55) 下田淳『居酒屋の世界史』講談社現代新書2120(講談社、2011年)、竹内康浩「居酒屋をめ

- ぐる中国社会史一下田淳『居酒屋の世界史』をめぐって一」(註14前掲論文)。
- (56) 吉田虎雄『魏晉南北朝租税の研究』中国学術研究叢書3(大安、1966年)初版:大阪屋號書店、1943年、陳願遠『中国法制史』(商務印書館、1934年)。
- (57) 『漢書』卷5、景帝紀に「夏旱、禁酤酒」とある。
- (58) 『後漢書』卷4、和帝紀「二月己未、詔亮、豫、徐、冀四州比年雨多傷稼、禁沽酒」、『後漢書』卷6、順帝紀「冬十月辛丑、令郡国中都官繫囚殊死以下出繯贖、各有差、其不能入贖者、遣詣臨羌居作二歲。甲辰、減百官奉。丙午、禁沽酒、又貸王、侯国租一歲」。
- (59) 『後漢書』卷7、桓帝紀に「九月丁卯朔、日有食之。詔曰、朝政失中、雲漢作旱、川靈涌水、蝗蝻孽蔓、殘我百穀、太陽虧光、飢饉荐臻。其不被害郡県、当為飢餒者儲。天下一家、趣不糜爛、則為国宝。其禁郡国不得売酒、祠祀裁足」とある。
- (60) 丸亀金作「唐代の酒の専売」(註32前掲論文)、佐久間吉也『魏晉南北朝水利史研究』(開明書院、1980年)。
- (61) 青木正兒「酒類」(『青木正兒全集』9、春秋社、1970年) pp.142-143。
- (62) 『抱朴子』外篇、卷24、酒誡。なお当該部分の訳注としては、御手洗勝『抱朴子外篇簡注』第2(広島大学文学部中国哲学研究室、1967年)があるほか、日本語訳に本田濟訳『抱朴子』外篇1、東洋文庫525(平凡社、1990年)がある。
- (63) 佐久間吉也「晋代における水旱災とその応急対策」(『魏晉南北朝水利史研究』、註60前掲書) 初出:「晋代の水旱災について」(『福大史学』2、1966年5月)、「晋代水旱災に対する応急対策」(『福大史学』3、1966年11月)、「晋代における飢饉の概況について」(『福大史学』20、1975年12月)。
- (64) 佐久間吉也「晋代における水旱災とその応急対策」(『魏晉南北朝水利史研究』、註60前掲書) 所収「晋代水旱災年表」「晋代水旱災別頻度表」「晋代地域別水旱災頻度表」pp.223-237、および、佐藤武敏『中国災害史年表』(国書刊行会、1993年) pp.35-36を参照。
- (65) 佐久間吉也「南朝における水旱災とその応急対策」(『魏晉南北朝水利史研究』、註60前掲書) 初出:「南朝の水旱災と税役の減免」(山崎先生退官記念会編『東洋史学論集—山崎先生退官記念—』山崎先生退官記念会、1967年12月)。
- (66) このうち『魏書』卷111、刑罰志の理解にあたっては、内田智雄『訳注中国歴代刑法志』(創文社、1964年) pp.200-201を参照した。
- (67) 北魏における俸禄制の歴史的意義については、福島繁次郎「北魏孝文帝の考課と俸禄制」(『中国南北朝史研究』増訂版、名著出版、1979年) 初出:『滋賀大学学芸学部紀要』12、1962年12月、古賀登「北魏の俸禄制施行について」(『兩税法成立史の研究』雄山閣、2012年) 初出:『東洋史研究』24(2)、1965年9月、松永雅生「北魏の官吏俸禄制実施と均田制(その1)—俸制実

- 施前の地方官の収入一」(『研究紀要』2、1969年9月)、同「北魏の官吏俸禄制実施と均田制(その2)一俸制実施前の在京官吏・貴族の収入一」(『研究紀要』3、1970年11月)、長堀武「北魏の俸禄制施行とその意義」(『集刊東洋学』47、1982年5月)などの諸論考を参照。
- (68) 当該部分については、渡辺信一郎『「魏書」食貨志・「隋書」食貨志訳注』(註29前掲書) pp.29-30をあわせて参照。
- (69) 文成帝は地方政治に積極的な皇帝であったといわれる。彼の治世を含む北魏前期の孝課については、福島繁次郎「北魏前期の孝課と地方官」(『中国南北朝史研究』増訂版、註67前掲書) 初出：『滋賀大学学芸学部紀要』9、1959年12月を参照。
- (70) 前田正名「平城から河北平野に出る交通路」(『平城の歴史地理学的研究』風間書房、1979)。
- (71) 許宗之をはじめとする北魏における定州刺史の貪穢と処罰については、前田正名「平城から河北平野に出る交通路」(『平城の歴史地理学的研究』、註70前掲書)に詳しい。
- (72) 当該部分については、渡辺信一郎『「魏書」食貨志・「隋書」食貨志訳注』(註29前掲書) pp.84-86をあわせて参照。
- (73) 北魏末の災害と民衆反乱との関係、とりわけ大乘の乱については、佐藤智水「大乘の反乱」(『北魏仏教史論考』岡山大学文学部研究叢書15、岡山大学文学部、2008年) 初出：「北魏末の大乘の乱と災害」(『岡山大学文学部紀要』14、1990年12月)に詳しい。
- (74) 渡辺信一郎『「魏書」食貨志・「隋書」食貨志訳注』(註29前掲書) p.85の校勘にしたがい、『通典』によって「升」を「斗」に改めた。
- (75) 佐久間吉也「北朝における水旱災とその応急対策」(『魏晋南北朝水利史研究』、註60前掲書) 初出：「中国北朝の水旱災と応急対策」(『福島大学学芸学部論集』17(1)、1965年10月)。
- (76) 佐久間吉也『魏晋南北朝水利史研究』(註60前掲書)、佐藤武敏『中国災害史年表』(註64前掲書)。
- (77) 諏訪義純『中国中世仏教史研究』学術叢書・禅仏教(大東出版社、1988年)。
- (78) 諏訪義純「北齊帝室と仏教(2)一廢帝から後主まで一」(『中国中世仏教史研究』、註77前掲書)は、「祖珽と一時、執政に当たった高元海は、「禁屠宰」「禁酤酒」の令を後主に勧めて下さしめているのは、仏教の説く不殺生の教えによっているとみてよい」(p.281)と記している。また、鎌田茂雄『中国仏教史』3、南北朝の仏教 上(東京大学出版会、1984年)も、文宣帝の奉仏について述べる中でこれに言及し、『北齊書』卷14、思宗伝の「元海好乱樂禍、然詐仁慈、不飲酒噉肉。文宣天保末年敬信内法、乃至宗廟不血食、皆元海所謀。及為右僕射、又説後主禁屠宰、断酤酒。然本心非靖、故終致覆敗」という記述に基づきながら、「右僕射になってからは後主に屠殺を禁じ、酒の売買を禁じるように説得した。しかしその本心は安らかでなく乱を好み(中略) 仏教の教えによって偽善をよそおったものにすぎない」と述べつつ、高元海が林慮

山に入山して2年修行したことが、文宣帝の晩年における仏教への傾斜（文宣帝は天保の末年に仏法を敬信し、宗廟の祀りにも獣肉を備えなかった）に大きな影響を与えたことは否定できない、と指摘している（p.397）。